

# 国立大学法人東京医科歯科大学の研究成果等を活用した ベンチャー企業への称号授与に関する規則

平成24年10月26日  
規則第96号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の研究成果又は人的資源等を活用して起業されたベンチャー企業について、本学の称号を授与することに関し、必要な事項を定め、もって研究成果の社会還元を促進することを目的とする。

## (称号)

第2条 本学がベンチャー企業に授与する称号は、「東京医科歯科大学発ベンチャー」とする。

## (申請資格)

第3条 称号は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した法人のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に申請することができる。

- (1) 本学、本学職員若しくは本学の学生が所有する特許権等の知的財産権又は本学において達成した研究成果若しくは本学において習得した技術等を活用すること。
- (2) 設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、本学職員若しくは本学の学生（本学の学生の身分を失ったときから起業のときまでに他の職に就かなかった者及び本学の学生の身分を失ったときから1年以内に起業した者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、学長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた法人は、申請することができる。

## (審査委員会)

第4条 称号を授与するにふさわしい法人の審査を行うため、統合研究機構（以下「機構」という。）に審査委員会を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 産学連携研究センター長
- (4) その他機構長が指名する者

2 審査委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

## (申請)

第5条 称号を受けようとする法人は、東京医科歯科大学発ベンチャー称号申請書（別紙様式1）により、学長に申請するものとする。

## (称号の授与等)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、審査委員会にその審査を付議する。

2 審査委員会は、申請者から提出された申請書を審査委員会の定める基準に従い審査を行うものとする。なお、審査委員会が必要と認めたときは、申請者に対し関連資料の提出を求め、及び面接を行うことができる。

3 学長は、審査結果を踏まえ、授与すべきものと認めた場合は、称号を授与するものとする。

(称号記の交付)

第7条 学長は、称号を授与することを決定したときは、当該申請者にこれを通知し、かつ、称号記(別紙様式2)を交付する。

2 本学は、前項の称号を授与したことにより、ベンチャー企業による成果の安全性及び有効性等を担保するものではなく、何ら法的責任を負うものではない。

3 当該申請者は、称号を授与された後、本学と称号の使用に関する誓約書を締結するものとする。

(称号授与の取消し)

第8条 称号を授与された法人が社会的信用を失墜する行為を行った場合、その他その称号を保持するのに適当でないと学長が認めた場合には、称号の授与を取消し、称号記を返付させる。

(事務)

第9条 東京医科歯科大学発ベンチャーの称号授与に関する事務は、統合研究機構事務部が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、称号を授与することに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月4日規則第10号)

この規則は、平成28年3月4日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙様式 1

東京医科歯科大学発ベンチャー称号申請書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

名 称  
代表者 印

国立大学法人東京医科歯科大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号授与に関する規則第5条の規定により、東京医科歯科大学発ベンチャーの称号授与を申請します。

名 称	
所 在 地	〒 ー  TEL :
事 業 概 要  [法人にあつては設立日、個人にあつては事業開始日が確認できる資料を添付すること。]	
申請資格該当条項	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> その他 [規則第3条の該当するものにレ点を付けること。]
申 請 事 由 等  [申請資格の具備を証する事実、背景を説明すること。]	

称 号 記

名 称

代 表 者

設立年月日

国立大学法人東京医科歯科大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号授与規則第7条の規定に基づき東京医科歯科大学発ベンチャーの称号を授与する。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長

印